

備品・借受物品の調達・管理・処分等
に係る監査の結果報告書

平成 24 年 3 月
広島県監査委員

目 次

第 1 監査の概要	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の趣旨	1
3 監査の対象機関	1
4 監査の対象	1
5 監査の視点	1
6 監査の実施時期	1
第 2 監査の結果	5
1 県全体の備品・借受物品の保有状況	5
(1) 調査実施方法	5
(2) 県全体の保有状況	5
(3) 部局別の保有状況	5
(4) 物品分類別の保有状況	6
(5) 経過年数別の保有状況	8
(6) 取得金額別の保有状況	1 1
2 書面調査の結果	1 2
(1) 書面調査の方法	1 2
(2) 備品等の調達状況	1 2
(3) 備品等の管理状況	1 4
(4) 重要物品の使用状況	1 5
(5) 備品の処分状況	1 7
3 実地調査の結果	1 9
(1) 実地調査の方法	1 9
(2) 備品等の調達状況	1 9
(3) 備品等の管理状況	2 2
(4) 備品の処分状況	2 6

第3	指摘事項及び監査委員意見	28
	【指摘事項】	28
	【監査委員意見】	
1	一括調達促進について	29
2	備品出納簿と現物確認の効果的な実施方法の検討について	29
3	標識に代わる備品の有効な管理方法の検討及び周知について	29
4	使用されていない備品の活用促進について	29
5	県全体で備品の情報を共有できる仕組みの促進について	30
	(付記)	
	新たな公会計制度に向けての備品等のあり方の検討について	30
第4	参考	31
1	新地方公会計制度について	31
2	実地調査における備品出納簿と現物の機関ごとの状況	34
3	備品出納簿の記録管理の状況	35

備品・借受物品の調達・管理・処分等に係る監査の結果

平成 24 年 3 月 26 日

広島県監査委員	犬童	英徳
同	門田	峻徳
同	高橋	義則
同	佐藤	均

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ

備品・借受物品の調達・管理・処分等について

2 監査の趣旨

定例監査において、毎年、不適切な物品の調達事務や備品等の管理、不十分な利用状況の実態などが見受けられる。

このため、備品・借受物品の調達・管理・処分等の状況について、総合的な観点から調査し、今後の事務執行や運用改善に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき監査を実施した。

3 監査の対象機関

県の全機関（381 機関）

4 監査の対象

備品（取得金額 5 万円以上）及び借受物品

（ただし、病院事業局については広島県病院事業財務規程（平成 21 年病院事業管理規程第 10 号）第 73 条第 1 項に規定されている有形固定資産のうち耐用年数 1 年以上かつ取得価格 10 万円以上の器具及び備品とした。）

5 監査の視点

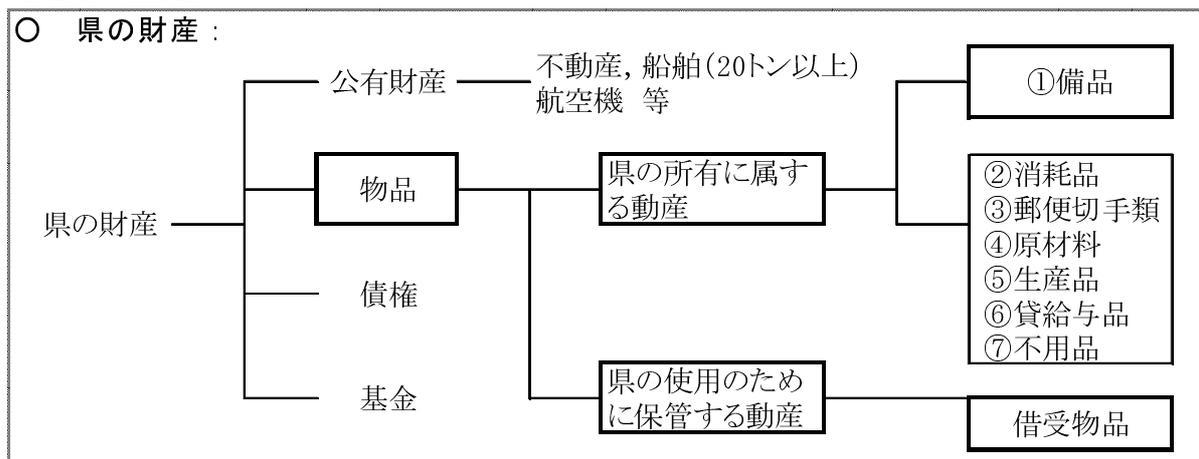
監査に当たっては、主に次の視点に基づき実施した。

- (1) 備品・借受物品の調達方法は適切であるか。
- (2) 備品・借受物品の管理状況は適切であるか。
- (3) 備品・借受物品の処分状況は適切であるか

6 監査の実施時期

平成 23 年 5 月～平成 24 年 3 月

【用語の解説】



○ **備品**：性質，形状をかえることなく，長期にわたって継続使用に耐える物又は長期にわたって保存しようとする物及び事業用として飼育を目的とした動物で，比較的長期の飼育に耐えるもの，又は長期の管理に適するもの。ただし，小分類が印章以外の物で取得金額（購入以外の取得の場合は取得時の評価額）が5万円未満のものは除く。（物品分類表，「備品の定義の一部改正」について平成22年11月19日付け会計管理部総務事務課長通知）

○ **重要物品**：取得金額が300万円以上の備品（広島県物品管理規則（昭和39年規則第33号）（以下「物品規則」という。）第3条の2，「広島県物品管理規則の規定による出納簿等の記録管理及び重要物品の範囲並びに随意契約によることができる場合の見積書（物品）を徴する基準の一部改正について」（昭和58年3月24日付け出納長〔用度室〕通知））

○ **借受物品**：県において使用するため賃貸借契約等により借り受けた物品

○ **物品管理とは**，物品を取得，管理及び処分することをいう。

- ・ **物品の取得**：県が物品の所有権を取得すること又は使用のために保管する物品の占有権を取得することをいう。取得は，その形態に応じ，**購入**，寄附受納，生産，副生，取得及び**借受け**に区分される。

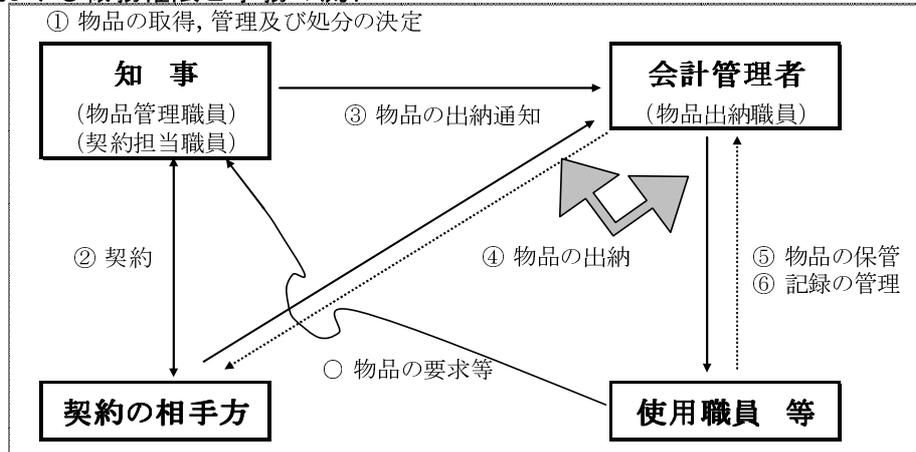
※今回，備品等の取得について，備品等の購入及び借受けを調達と定義し，取得全般ではなく，備品等の調達について監査を行った。

- ・ **物品の管理**：物品を保管若しくは使用又は貸付け等の運用を図ることをいい，管理の形態には，保管，寄託，使用，修繕，所管換え，貸付け，管理委任などがある。
- ・ **物品の処分**：県が物品に対する所有権を失う場合をいい，処分の形態には，売払い，交換，譲与及び廃棄がある。

○ 物品管理及び契約に関する職務権限

区 分	役 割	所 掌 権 者	受 任 者
物品管理職員	・ 物品の取得・管理・処分 ・ 物品の出納通知	知事（各幹事課）	教育長 警察本部長 行政委員会等事務局長 総務事務所長等 県立学校長等 警察署長
物品出納職員	・ 物品の出納・保管・記録 管理	会計管理者 （総務事務課）	警察本部会計課 廨出納員・総務事務所出 納員等
契約担当職員	・ 物品の取得・管理・処分 に係る契約	知事 （総務事務課）	警察本部長 総務事務所長等 県立学校長等 警察署長

○ 物品における職務権限と事務の流れ



○ 物品の管理（物品規則ほか）

- ① 物品は、県の施設において、良好な状態で保管しなければならない。ただし、県の施設において保管することが不相当であると認められる場合その他特別の理由がある場合は、県以外の者の施設において保管することができる。
物品出納職員は、その保管に属する物品をその属する分類に応じ、適正に整理して、施錠のある倉庫又は取締りのある場所に格納しておかなければならない。
- ② 物品出納職員は、備品出納簿等の帳簿を備え付け、物品の分類に応じて、その出納及び保管の状況を記録管理しなければならない。
- ③ 物品管理職員は、備品に標識を付し、その属すべき分類を明らかにしておかなければならない。ただし、その品質又は形体等により標識を付し難いと認める物品については、この限りでない。
- ④ 複数の機器から構成されており、一式で登録されている備品については、管理簿等を作成し、個々の機器についても適正な管理をするとともに、標識を必要数作成し、枝番号を付して個々の備品に貼付して、管理簿等と現物が容易に照合できるようにする。

○ 物品の活用

- ・ **物品リユース**：使用しなくなった物品について，全庁掲示板への掲載等により他の機関へ情報提供し，物品の有効活用を図ること。

知事部局（企業局・病院事業局）は「全庁掲示板」，教育委員会は「全校掲示板」，県警本部は「リユースコーナー」により，それぞれで活用を図っている。

- ・ **遊休物品登録**：広島県財務会計システムの機能で，各所属の担当者が，遊休物品（不要となった管理換可能な備品）の登録を行うこと。遊休物品の登録により，他の所属に公開・提供することでその備品の有効活用を図ることになっているが，現在，本格稼動されていない。（物品・委託役務システムマニュアル第6章13）

第2 監査の結果

1 県全体の備品・借受物品の保有状況

(1) 調査実施方法

広島県財務会計システム及び広島県企業局財務会計システムの備品・借受物品のデータ並びに病院事業局の固定資産データに基づき、県全体の備品・借受物品（以下「備品等」という。）の保有状況を調査した。

(2) 県全体の保有状況

県全体の備品等の保有点数は、平成22年度末現在で129,537点で、その取得金額の合計は677億1,488万9千円となっている。

このうち、取得金額が300万円以上の重要物品の保有点数は2,475点で全体の1.9%であるが、取得金額の合計は276億3,629万円で全体の40.8%を占めている。

[表1] 備品等の保有点数と取得金額 (平成22年度末現在)

区分	点数	構成比(%)	取得金額(千円)	構成比(%)
県全体の備品等	129,537	100.0	67,714,889	100.0
うち重要物品	2,475	1.9	27,636,290	40.8

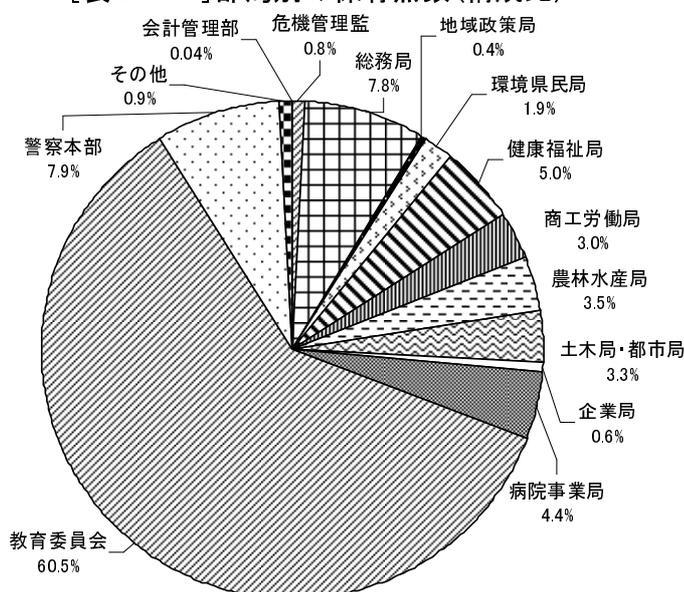
(注) 「うち重要物品」は、取得金額が300万以上の備品であり、借受物品を含んでいない。

(3) 部局別の保有状況

部局別に見ると、保有点数では、教育委員会が県立学校での教育機器等が多いことから、全体の60.5%と最も多く、次いで、警察本部が7.9%、総務局が7.8%、健康福祉局が5.0%、病院事業局が4.4%となっている。

取得金額では、教育委員会が31.4%、総務局が18.4%、病院事業局が14.8%、環境県民局が9.0%となっている。

[表2-1] 部局別の保有点数(構成比)



[表 2 - 2] 部局別の保有点数と取得金額 (平成 22 年度末現在)

部 局	点数	構成比 (%)	取得金額 (千円)	構成比 (%)
会計管理部	56	0.04	17,020	0.03
危機管理監	994	0.8	376,490	0.6
総務局	10,100	7.8	12,474,194	18.4
地域政策局	516	0.4	390,567	0.6
環境県民局	2,503	1.9	6,062,641	9.0
健康福祉局	6,503	5.0	3,295,426	4.9
商工労働局	3,942	3.0	2,716,627	4.0
農林水産局	4,492	3.5	1,505,986	2.2
土木局・都市局	4,283	3.3	3,236,467	4.8
企業局	717	0.6	326,979	0.5
病院事業局	5,675	4.4	10,013,244	14.8
教育委員会	78,391	60.5	21,276,554	31.4
警察本部	10,192	7.9	5,789,952	8.6
その他	1,173	0.9	232,741	0.3
合 計	129,537	100.0	67,714,889	100.0

(注) 1 「その他」は議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局の合計である。(以下の表も同様)

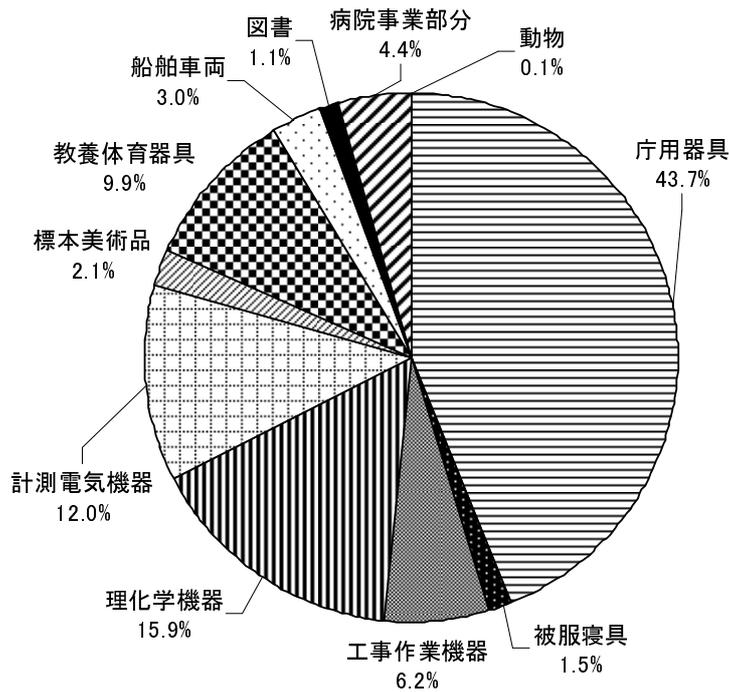
(注) 2 四捨五入しているため、区分ごとの金額及び構成比の計と合計は一致しないときがある。(以下の表も同様)

(4) 物品分類別の保有状況

物品分類別に見ると、保有点数では、庁用器具が全体の 43.7%と最も多く、次いで、理化学機器が 15.9%、計測電気機器が 12.0%、教養体育器具が 9.9%となっている。

取得金額では、庁用器具が 28.5%、理化学機器が 17.0%、病院事業局が 14.8%、計測電気機器が 10.0%、標本美術品が 9.6%となっている。

[表3-1] 物品分類別の保有点数（構成比）



[表3-2] 物品分類別保有点数と取得金額 (平成22年度末現在)

物品分類	点数	構成比 (%)	取得金額 (千円)	構成比 (%)
①動物	120	0.1	24,790	0.04
②庠用器具	56,665	43.7	19,299,444	28.5
③被服寝具	1,883	1.5	257,465	0.4
④工事作業機器	8,085	6.2	5,402,819	8.0
⑤理化学機器	20,624	15.9	11,526,964	17.0
⑥計測電気機器	15,561	12.0	6,795,960	10.0
⑦標本美術品	2,765	2.1	6,477,270	9.6
⑧教養体育器具	12,840	9.9	2,929,785	4.3
⑨船舶車両	3,853	3.0	4,808,966	7.1
⑩図書	1,466	1.1	178,181	0.3
⑪病院事業局	5,675	4.4	10,013,244	14.8
合計	129,537	100.0	67,714,889	100.0

(注) 物品分類については、①動物から⑩図書までは、物品分類表に基づく区分としている。なお、病院事業局の有形固定資産は、具備品と分類方法が異なるため、病院事業局としている。

(5) 経過年数別の保有状況

経過年数別に見ると、保有点数では、11年～20年を経過しているものが全体の42.9%と最も多く、次いで、21年～30年を経過しているものが17.6%となっている。なお、21年以上を経過しているものは33,693点で、全体の26.0%となっている。

[表4-1][表4-2]

取得金額別では、11年～20年を経過しているものが40.3%、5年以下のものが28.5%、6年～10年を経過しているものが16.7%となっている。なお、21年以上を経過しているものは97億5,482万円余で、全体の14.4%となっている。

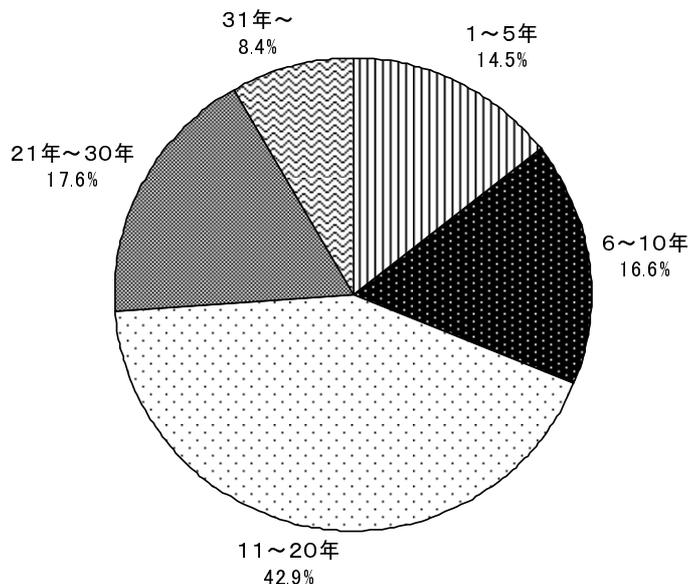
[表4-2]

経過年数別のものを備品分類別で見ると、経過年数が21年以上のものの保有点数の構成比が全体の3割程度となるのが、工事作業機器、理化学機器、計測電気機器、教養体育機器、図書となっている。[表4-3]

経過年数について、10年以下のものと11年以上のもの別で見ると、動物を除いて、経過年数11年以上のものがそれぞれ5割以上となっている。また、船舶車両、病院事業局を除いて、経過年数が11年以上のものが概ね7割から8割となっている。

[表4-4]

[表4-1] 経過年数別の保有点数（構成比）



[表4-2] 経過年数別の保有点数と取得金額

(平成22年度末現在)

経過年数	点数	構成比 (%)	取得金額 (千円)	構成比 (%)
～5年	18,733	14.5	19,319,870	28.5
6年～10年	21,479	16.6	11,319,551	16.7
11年～20年	55,632	42.9	27,320,646	40.3
21年～30年	22,780	17.6	7,505,291	11.1
31年～	10,913	8.4	2,249,530	3.3
合計	129,537	100.0	67,714,889	100.0

[表4—3] 経過年数別・物品分類別保有状況

(平成22年度末現在)

物品分類		経過年数					合計
		～5年	6年～10年	11年～20年	21年～30年	31年～	
動 物	点数	95	17	8	0	0	120
	構成比(%)	79.2	14.2	6.7	0.0	0.0	100.0
	金額(千円)	16,238	5,938	2,614	0	0	24,790
	構成比(%)	65.5	24.0	10.5	0.0	0.0	100.0
庁 用 器 具	点数	9,214	9,026	25,472	9,700	3,253	56,665
	構成比(%)	16.3	15.9	45.0	17.1	5.7	100.0
	金額(千円)	11,178,423	2,758,459	3,766,108	1,279,759	316,696	19,299,444
	構成比(%)	57.9	14.3	19.5	6.6	1.6	100.0
被 服 寝 具	点数	146	223	1,220	286	8	1,883
	構成比(%)	7.8	11.8	64.8	15.2	0.4	100.0
	金額(千円)	35,004	31,631	152,517	36,564	1,749	257,465
	構成比(%)	13.6	12.3	59.2	14.2	0.7	100.0
機 器 工 事 作 業	点数	831	1,307	3,218	1,698	1,031	8,085
	構成比(%)	10.3	16.2	39.8	21.0	12.8	100.0
	金額(千円)	765,643	685,228	2,150,072	1,338,475	463,402	5,402,819
	構成比(%)	14.2	12.7	39.8	24.8	8.6	100.0
理 化 学 機 器	点数	2,699	3,483	7,476	4,199	2,767	20,624
	構成比(%)	13.1	16.9	36.2	20.4	13.4	100.0
	金額(千円)	1,323,172	2,087,813	5,563,027	2,025,289	527,662	11,526,964
	構成比(%)	11.5	18.1	48.3	17.6	4.6	100.0
機 器 計 測 電 気	点数	1,901	2,943	6,145	2,864	1,708	15,561
	構成比(%)	12.2	18.9	39.5	18.4	11.0	100.0
	金額(千円)	1,336,933	1,270,588	2,916,315	897,907	374,216	6,795,960
	構成比(%)	19.7	18.7	42.9	13.2	5.5	100.0
標 本 美 術 品	点数	214	424	1,512	335	280	2,765
	構成比(%)	7.7	15.3	54.7	12.1	10.1	100.0
	金額(千円)	174,654	176,273	5,736,518	214,740	175,085	6,477,270
	構成比(%)	2.7	2.7	88.6	3.3	2.7	100.0
器 具 教 養 体 育	点数	1,324	2,063	5,679	2,283	1,491	12,840
	構成比(%)	10.3	16.1	44.2	17.8	11.6	100.0
	金額(千円)	208,975	374,839	1,602,791	503,088	240,092	2,929,785
	構成比(%)	7.1	12.8	54.7	17.2	8.2	100.0
船 舶 車 両	点数	844	734	1,777	329	169	3,853
	構成比(%)	21.9	19.1	46.1	8.5	4.4	100.0
	金額(千円)	1,141,415	936,633	2,208,783	425,360	96,775	4,808,966
	構成比(%)	23.7	19.5	45.9	8.8	2.0	100.0

図 書	点数	84	110	847	286	139	1,466
	構成比(%)	5.7	7.5	57.8	19.5	9.5	100.0
	金額(千円)	6,600	10,247	115,307	30,390	15,637	178,181
	構成比(%)	3.7	5.8	64.7	17.1	8.8	100.0
病院 事業局	点数	1,381	1,149	2,278	800	67	5,675
	構成比(%)	24.3	20.2	40.1	14.1	1.2	100.0
	金額(千円)	3,132,812	2,981,903	3,106,595	753,719	38,216	10,013,244
	構成比(%)	31.3	29.8	31.0	7.5	0.4	100.0
合 計	点数	18,733	21,479	55,632	22,780	10,913	129,537
	構成比(%)	14.5	16.6	42.9	17.6	8.4	100.0
	金額(千円)	19,319,870	11,319,551	27,320,646	7,505,291	2,249,530	67,714,889
	構成比(%)	28.5	16.7	40.3	11.1	3.3	100.0

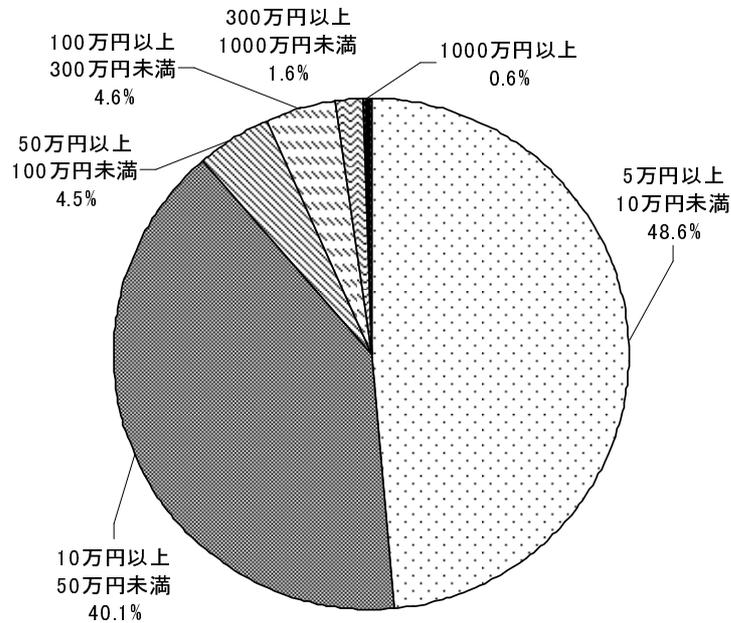
[表4—4] 経過年数別・物品分類別（10年以下・11年以上の状況）（平成22年度末現在）

物品分類	経過年数	1年～10年	11年～	合計
動物	点数	112	8	120
	構成比(%)	93.3	6.7	100.0
庁用器具	点数	18,240	38,425	56,665
	構成比(%)	32.2	67.8	100.0
被服寝具	点数	369	1,514	1,883
	構成比(%)	19.6	80.4	100.0
工事作業機器	点数	2,138	5,947	8,085
	構成比(%)	26.4	73.6	100.0
理化学機器	点数	6,182	14,442	20,624
	構成比(%)	30.0	70.0	100.0
計測電気機器	点数	4,844	10,717	15,561
	構成比(%)	31.1	68.9	100.0
標本美術品	点数	638	2,127	2,765
	構成比(%)	23.1	76.9	100.0
教養体育器具	点数	3,387	9,453	12,840
	構成比(%)	26.4	73.6	100.0
船舶車両	点数	1,578	2,275	3,853
	構成比(%)	41.0	59.0	100.0
図書	点数	194	1,272	1,466
	構成比(%)	13.2	86.8	100.0
病院事業局	点数	2,530	3,145	5,675
	構成比(%)	44.6	55.4	100.0
合 計	点数	40,212	89,325	129,537
	構成比(%)	31.0	69.0	100.0

(6) 取得金額別の保有状況

取得金額別で見ると、5万円以上10万円未満のものが48.6%と最も多く、次いで、10万円以上50万円未満のものが40.1%となっている。

[表5-1] 取得金額別の保有点数（構成比）



[表5-2] 取得金額別の保有状況 (平成22年度末現在)

取得金額別	点数	構成比 (%)
5万円以上 10万円未満	63,002	48.6
10万円以上 50万円未満	51,884	40.1
50万円以上 100万円未満	5,857	4.5
100万円以上 300万円未満	5,948	4.6
300万円以上 1,000万円未満	2,046	1.6
1,000万円以上	800	0.6
合計	129,537	100.0

(注) 備品・借受物品の保有状況であり、[表1]の「重要物品」とは一致しない。

2 書面調査の結果

(1) 書面調査の方法

県の全機関（381 機関）に対して、平成 22 年度の備品等の調達、管理、処分の状況について、書面による調査を実施した。このうち、23 機関は対象となる備品等がないため、358 機関について、その状況を取りまとめた。

(2) 備品等の調達状況

ア 県全体の状況

県全体の平成 22 年度における備品の購入点数は 2,325 点で、その取得金額の合計は 13 億 194 万円 8 千円となっている。このうち、重要物品の購入点数は 66 点で、取得金額は 7 億 6,020 万 3 千円となっている。

平成 22 年度における借受物品の点数は 1,011 点となっている。

イ 部局別の状況

部局別に見ると、備品の購入点数では、教育委員会が全体の 58.1%で最も多く、次いで、病院事業局が 12.7%，総務局が 7.3%，警察本部が 6.9%，健康福祉局が 5.5%となっている。

取得金額では、病院事業局が全体の 43.3%，教育委員会が 16.5%，土木局・都市局が 15.6%，総務局が 10.8%となっている。

このうち、重要物品については、病院事業局が購入点数 43 点で取得金額 4 億 2,663 万円、総務局が 9 点で 8,341 万 9 千円、土木局・都市局が 5 点で 1 億 9,433 万円となっている。

また、借受物品点数では、警察本部が全体の 48.0%，会計管理部が 40.1%，教育委員会が 2.9%となっている。

ウ 主な備品等の調達状況

主な備品の調達状況については、教育委員会は、県立学校における視聴覚教育用のテレビや投影機等の教育機器等である。

病院事業局は、電子内視鏡システム等の医療機器等である。

総務局は、県立総合技術研究所における電子顕微鏡等の試験研究機器である。

土木局・都市局は、特殊自動車・海面清掃船であるが、これは更新期となった事務所があったためである。

主な借受物品の状況については、警察本部は、P-WANシステムの端末機等のシステム関係等である。

会計管理部は、複写機などの一括調達案件等である。

教育委員会は、電話交換機一式や仮設教室等である。

[表6-1]平成22年度に調達した備品等の状況

(平成22年度末現在)

部 局	備 品					借受物品		
	点数	構成比 (%)	取得金額 (千円)	構成比 (%)	うち重要物品		点数	構成比 (%)
					点 数	取得金額 (千円)		
会計管理部	1	0.04	54	0.004	-	-	405	40.1
危機管理監	18	0.8	6,927	0.5	1	3,024	1	0.1
総務局	169	7.3	140,396	10.8	9	83,419	20	2.0
地域政策局	8	0.3	1,937	0.1	-	-	-	-
環境県民局	21	0.9	7,545	0.6	-	-	1	0.1
健康福祉局	127	5.5	91,648	7.0	4	36,725	15	1.5
商工労働局	45	1.9	15,176	1.2	1	4,893	7	0.7
農林水産局	70	3.0	14,576	1.1	-	-	21	2.1
土木局・都市局	20	0.9	202,861	15.6	5	194,330	20	2.0
企業局	40	1.7	8,560	0.7	-	-	3	0.3
病院事業局	296	12.7	564,234	43.3	43	426,630	2	0.2
教育委員会	1,350	58.1	215,030	16.5	3	11,182	29	2.9
警察本部	160	6.9	33,004	2.5	-	-	485	48.0
その他	-	-	-	-	-	-	2	0.2
合 計	2,325	100.0	1,301,948	100.0	66	760,203	1,011	100.0

エ 調達事務の状況

備品の購入の契約方法については、一般競争入札によるものが296点、指名競争入札によるものが14点で、全体の13.3%となっている。また、随意契約は2,015点で86.7%となっている。

借受物品の契約方法については、一般競争入札によるものが744点、指名競争入札によるものが1点で、全体の73.7%となっている。随意契約は266点で26.3%となっている。[表6-2]

重要物品の機種選定方法については、機種選定委員会で決定したものが58点、それ以外の方法で決定したものが8点となっている。それ以外の方法で決定したものは、特殊自動車や作業船の調達で仕様書や設計書により発注するものや、システムの調達で国指定の機種を選定するものなどである。[表6-3]

[表6-2]備品等の調達に係る契約方法

区 分	備 品 購 入				借 受 け	
	点 数	構成比 (%)	落札率 (%)	うち重要物品 点 数	点 数	構成比 (%)
一般競争入札	296	12.7	89.1	52	744	73.6
指名競争入札	14	0.6	92.8	0	1	0.1
随意契約	2,015	86.7	93.3	14	266	26.3
合 計	2,325	100.0	-	66	1,011	100.0

[表6-3]重要物品の機種選定方法

選定方法	点数	金額(千円)
機種選定委員会で決定	58	538,257
それ以外の方法で決定	8	221,946
合計	66	760,203

オ 同種の備品等が各機関で調達されていた事例

同種の備品等について、異なる機関で調達している事例が次のとおり見受けられた。

[テレビの調達]

テレビの調達において、県立学校 40 校で 92 点を、知事部局の 8 機関で 16 点を調達している。

[表7]テレビの調達状況

部局等	機関数	点数	取得金額(千円)
知事部局	8	16	1,385
企業局	1	5	296
教育委員会	40	92	9,913
警察本部	2	5	545
合計	51	118	12,156

(注) 取得金額については契約ごとの金額であり、関連機器等の消耗品と合わせて契約しているものもあるため、テレビ以外の取得金額が含まれているものもある。

[その他]

教育委員会においては、テレビの他にも、県立学校それぞれで、同種の備品等を次のとおり調達している。

- ・製図器 4校 52点 9,484千円
- ・ストーブ 14校 24点 2,143千円
- ・録画再生装置 21校 21点 1,433千円
- ・投影機(プロジェクター) 16校 19点 3,682千円
- ・情報関連機器(キーボード、書画カメラ等) 13校 140点 17,400千円
- ・電話交換設備(借受物品) 16校 16点

(3) 備品等の管理状況

備品等の管理については、物品規則第 15 条第 1 項において、「物品は、…(略)…良好な状態で保管しなければならない。」と規定されており、また、毎年 6 月頃に適正な備品管理を行うよう、会計管理部総務事務課長から通知が行われているところである。

平成 22 年度における備品出納簿と現物との確認状況について調査したところ、備品出納簿と現物を確認した機関が 328 機関(91.6%)、備品出納簿と現物を確認していない機関が 30 機関(8.4%)あった。

備品出納簿と現物を確認した 328 機関のうち、備品出納簿に記載の備品・借受物品と現物を確認した機関は 263 機関（73.5%）であり、前回確認時以降に増減のあった備品・借受物品について確認した機関は 46 機関（12.9%）であった。

また、確認を行っていない 30 機関について、2年に1度実施している機関が 17 機関（4.7%）、前回確認時より変更がなかったため確認していない機関が 6 機関（1.7%）であった。

[表 8]平成 22 年度における備品出納簿と現物との確認の状況

実施状況		機関数	機関全体に対する割合 (%)
実施した		328	91.6
内訳	備品出納簿に記載のすべての備品・借受物品と現物を確認	263	73.5
	重要物品を確認	12	3.4
	前回確認時以降に増減のあった備品・借受物品について確認	46	12.8
	一部の物品について実施（重要物品+前回からの増減分等）	7	2.0
実施していない		30	8.4
内訳	前回確認時より変更がなかったため確認していない	6	1.7
	2年に1度程度実施しておりH22年度は実施していない	17	4.7
	人員減・他業務優先によりH22年度は実施していない	5	1.4
	その他（耐震リフレッシュ工事中により今年度は実施していない）	2	1.7
合 計		358	100.0

(4) 重要物品の使用状況

重要物品について、平成 22 年度における使用状況を調査したところ、年間使用日数が 10 日未満であった重要物品は 589 点（重要物品全体の 23.8%）、取得金額の合計では 57 億 6,979 万 5 千円（20.9%）となっている。[表 9-1][表 9-2]

年間使用日数の少ない理由については、①展示計画等の都合によるもの（美術館等）、②使用ニーズの低下によるもの（試験研究機関等）、③機種が古く陳腐化しているもの、④故障等で使用できないもの、⑤使用時期や機会が限定されているもの（年 1 回の点検時に使用する検査機器、県立学校のカリキュラム日程により使用回数が少ない実習機器等）などである。[表 9-2]

[表9-1]平成22年度における重要物品の使用状況

区分	10日未満	0日(10日未満の内数)	10日以上50日未満	50日以上100日未満	100日以上200日未満	200日以上	寄託	不明	合計
点数	589	(140)	654	260	253	529	1	189	2,475
構成比(%)	23.8	(5.7)	26.4	10.5	10.2	21.4	0.04	7.6	100.0

(注) 寄託は、他の美術館に絵画を寄託しているものである。また、不明は、県立広島病院の有形固定資産であり、固定資産台帳と実地照合中のため、使用日数が不明なものである。

[表9-2]重要物品の使用日数が少ない理由

使用状況		点数	取得金額合計(千円)
重要物品全体		2,475	27,636,290
うち年間使用日数が少ないもの(10日未満)		589	5,769,795
理由	①展示計画等の都合によるもの(美術館等)	166	2,103,202
	②使用ニーズの低下によるもの(試験研究機関等)	88	627,591
	③機種が古く陳腐化しているもの	87	672,446
	④故障等で使用できないもの	75	831,786
	⑤使用時期や機会が限定されているもの(年1回の点検時に使用する検査機器、県立学校のカリキュラム日程により使用回数が少ない実習機器等)	42	281,442
	⑥使用目的の業務・事業等が終了したもの	41	331,395
	⑦災害用機器、検査機器等で使用する事例がなかったもの(新型インフルエンザ対策用機器・テント等、家畜伝染病診断用検査機器等)	35	290,727
	⑧購入後、十分な期間が経過していないもの(平成22年3月後半購入分)	23	351,605
	⑨除雪車等で降雪量が少なかったもの	19	211,454
	⑩利用できる技術者(資格取得者)がいないもの	5	21,737
	⑪一体で使用する機器が故障しているもの	2	8,851
	⑫代替器として設置しているもの	2	11,004
	⑬機器数が少なく、実習の必要数に足りず使用できていないもの(県立学校の実習機器)	2	18,063
	⑭組織改編等で不要となったもの	1	5,100
	⑮離れた場所に設置されており使い難いもの	1	3,392

[表9-3]年間使用日数の少ない重要物品の経過年数別の状況

区分	経過年数					合計
	1~5年	6~10年	11~20年	21~30年	31年~	
点数	61	397	82	14	35	589
構成比(%)	10.4	67.4	13.9	2.4	5.9	100.0
取得金額(千円)	628,157	4,214,176	557,041	70,655	299,765	5,769,795
構成比(%)	10.9	73.0	9.7	1.2	5.2	100.0

(5) 備品の処分状況

平成 22 年度に処分した備品の点数は 2,631 点で、取得金額は 12 億 115 万円となっている。また、処分の方法は、廃棄が 2,399 点と最も多く、次いで、売払いが 172 点となっている。[表 10-1]

処分の理由は、①故障等で使用できないため、②機種が古く陳腐化しているため、③メーカーリコール等のため、④機器更新のためなどである。[表 10-2]

また、廃棄や売払い等による処分のほか、県全体での活用を図ったものが 180 点あり、このうち、物品リユースの活用を図ったものが 76 点、物品リユースの活用によらず所管換え等を行ったものが 104 点あった。

なお、物品リユースを図ったものの、所管換え等により活用されたものが 22 点、所管換え等の活用ができなかったものが 54 点あった。[表 10-3]

[表 10-1]平成 22 年度における備品の処分状況

処分方法	廃棄	売払い	保管	交換	譲与	合計
点数	2,399	172	55	3	2	2,631
取得金額 合計(千円)	953,020	213,383	17,603	12,928	4,216	1,201,150

(注) 保管とは、不用の決定をしたが、処分していないものである。

[表 10-2]備品の処分の理由

処 分 の 理 由	点数	取得金額合計 (千円)
①故障等で使用できないため	1819	410,281
②機種が古く陳腐化しているため	385	276,608
③メーカーリコール等のため	132	14,904
④機器更新のため	103	204,533
⑤地デジ対応のため	61	6,537
⑥施設移転・改修等で不要となったため	32	4,230
⑦組織改編等で不要となったため	30	14,161
⑧固定資産照合結果、現物が確認できず処分手続を行ったため(県立広島病院)	29	25,654
⑨使用目的の業務・事業等が終了したため	24	236,564
⑩種雄牛廃用等のため	16	7,678
合 計	2,631	1,201,150

[表 10—3]物品リユースの活用等の状況

活用の方法	物品リユースの活用を図ったもの			物品リユースの活用によらず所管換え等を行ったもの	合 計
	所管換え等により活用されたもの	所管換え等の活用ができなかったもの	合 計		
機関数	8	9	14	30	44
点 数	22	54	76	104	180

(注) 1 所管換え等とは、所管換え、保管換え、使用換え、返納の合計である。

(注) 2 リユースと所管換え等を両方行っている機関が2機関ある

(注) 3 「物品リユースの活用を図ったものの機関数」は、物品リユースの活用を図った結果、所管換え等により活用されたものと活用はできなかったもの両方がある機関があるため、合計は一致しない。

3 実地調査の結果

(1) 実地調査の方法

実地調査については、監査委員事務局職員が調査対象機関に出向き、備品等の現物及び保管状況等を確認するとともに、提出された監査調書や関係書類との照合、担当職員からのヒアリングを実施した。

実地調査対象機関は、書面調査結果等を基に、県の機関 18 機関と公の施設 3 施設を選定した。

[表 11] 実地調査対象機関

県の機関 18	環境県民局	美術館（県の管理に係るもの）
	健康福祉局	東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所
	商工労働局	県立広島高等技術専門学校、県立技術短期大学校
	農林水産局	西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所、 東部農業技術指導所・東部病害虫防除所
	土木局	西部建設事務所安芸太田支所、東部建設事務所
	病院事業局	県立広島病院、県立安芸津病院
	県立学校	広島工業高等学校、宮島工業高等学校、広島商業高等学校、西条農業高等学校、庄原実業高等学校、尾道特別支援学校、黒瀬特別支援学校
	警察本部	装備課
公の施設 3	環境県民局	美術館（指定管理に係るもの） （指定管理者 株式会社イズミテクノ）
	健康福祉局	広島県立障害者リハビリテーションセンター （障害者支援課・指定管理者（社福）広島県福祉事業団）
	商工労働局	広島県産業科学技術研究所 （産業政策課・指定管理者（公財）ひろしま産業振興機構

（注） 県立総合技術研究所については、包括外部監査人が今年度、「県立総合技術研究所に属する各センターに係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」をテーマとして、研究設備・機器の管理などについて監査を実施していることから、実地調査対象機関からは除いている。

(2) 備品等の調達状況

ア 平成 22 年度における備品等の調達の状況

実地調査対象機関である県の機関 18 機関と公の施設 3 施設において、平成 22 年度に備品を購入しており、その取得点数は 701 点、取得金額の合計は 7 億 9,639 万 4 千円となっている。また、県の機関 14 機関で、平成 22 年度に新たな借受けを行っており、その借受点数は 40 点となっている。

このうち、県立広島病院、広島県立障害者リハビリテーションセンター及び県立安芸津病院における医療機器等が取得点数及び取得金額とも多くなっている。

また、西部建設事務所安芸太田支所が特殊自動車（凍結防止剤散布車）を、東部建設事務所が作業船（海面清掃船）を取得しており、いずれも高額であったため、取得金額が高くなっている。

装備課で購入している 78 点は警察署等で使用する原動機付自転車を一括調達しているものである。

借受物品については、40 点のうち 26 点が複写機等で、総務事務課による一括調達となっており、事務の集中化により契約のコストダウンが図られている。

[表 12]平成 22 年度の備品等の調達状況

県の機関・公の施設名	備品の取得			借受物品
	点数	取得金額 (千円)	うち重要物品の点数	点数
美術館（県の管理に係るもの）	4	267	0	2 (1)
広島県立障害者リハビリテーションセンター	89	71,768	3	0
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	8	3,144	0	2 (1)
広島県産業科学技術研究所	3	451	0	0
県立広島高等技術専門学校	6	1,860	0	1
県立技術短期大学校	5	857	0	0
西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所	2	911	0	3 (2)
東部農業技術指導所・東部病害虫防除所	1	470	0	2
西部建設事務所安芸太田支所	1	21,402	1	3 (2)
東部建設事務所	1	73,723	1	3 (2)
県立広島病院	269	514,921	40	0
県立安芸津病院	27	49,313	3	4 (2)
広島工業高等学校	36	7,990	0	0
宮島工業高等学校	39	5,395	0	3 (3)
広島商業高等学校	29	3,605	0	4 (4)
西条農業高等学校	29	11,233	0	2 (2)
庄原実業高等学校	21	4,445	0	2 (2)
尾道特別支援学校	30	3,790	0	4 (1)
黒瀬特別支援学校	23	3,897	0	5 (4)
装 備 課	78	16,953	0	0
合 計	701	796,394	48	40 (26)

※借受物品の（ ）内の点数は、複写機等で総務事務課による一括調達によるもの

イ 同種の備品等で調達されていた事例

県立学校において、製図器、情報関連機器、電話交換機設備などで、同種の備品等を調達していた。

(ア) 製図器について

広島工業高等学校と宮島工業高等学校において、使用目的や製図器の仕様書における規格の機種構成は概ね同一である。両校とも、産業教育設備整備のための備品として教育委員会事務局へ要望し、予算化されていることから、教育委員会単位での集約は可能と考えられる。

[表 13-1] 製図器の調達状況

機関名	調達内容 (契約ごと)	点数	契約金額 (千円)	契約種別
広島工業高等学校	製図器 (ドラフター) ・	20	4,547	一般競争入札
宮島工業高等学校	製図台, 製図版のセット	25	4,037	

なお, 平成 22 年度は書面調査の結果では 4 校 52 点 9,484 千円あった。

(イ) 情報関連機器について

情報関連機器については, 教育委員会事務局から各特別支援学校へ, 就職支援のための備品として, 品名, 規格, 点数等が示され, 各特別支援学校で購入していた。

学校ごとに随意契約で購入しているが, 集約して購入すれば, 契約規模も大きくなり, 一般競争入札での購入が可能であると考えられる。

[表 13-2] 情報関連機器の調達状況

機関名	調達内容 (契約ごと)	契約金額 (千円)	契約種別
尾道特別支援学校	電子黒板ユニット付プロジェクタ 3点 書画カメラ 3点	753	随意契約
	入力キーボード 3点 ボードメーカー 1点	349	随意契約
	iPad 14点	501	随意契約
	合計	1,602	
黒瀬特別支援学校	電子黒板ユニット付プロジェクタ 4点 書画カメラ 4点	1,004	随意契約
	入力キーボード 4点 ボードメーカー 1点 iPad 8点	692	随意契約
	合計	1,696	

なお, 平成 22 年度は書面調査の結果では 13 校 140 点 17,400 千円あった。

(ウ) 電話交換設備について

電話交換設備については, 教育委員会事務局から各県立学校長に対して, 契約期間等の統一的な対応を示した長期継続契約による借受契約の取扱いについての通知が出されており, 契約期間満了となった各県立学校が毎年度順次借受契約を締結している。(平成 22 年度は書面調査の結果では 16 校あった。)

電話交換設備の借受けにおいて, 一括調達にすることにより, 契約の集中化による事務の軽減化が見込まれる。

[表 13—3] 電話交換施設の調達状況

機関名	調達内容 (契約ごと)	契約内容	賃貸借 期間	契約金額 (円/月)	契約種別
尾道特別 支援学校	電話交換設備 1 式 (回線 2, 電話機 39 台, 校内放送 1)	電話交換設 備の賃貸借 と保守	H22. 4. 1~ H30. 3. 31	6,825	一般競争 入札
黒瀬特別 支援学校	電話交換設備 1 式 (回線 4, 電話機 28 台, 校内放送 1)		H22. 4. 1~ H30. 3. 31	7,749	一般競争 入札

(3) 備品等の管理状況

ア 備品等の保有状況

実地調査対象機関が保有している備品等は 20,854 点で、このうち重要物品は 1,247 点となっている。

[表 14] 備品等の保有状況 (平成 22 年度末現在)

県の機関・公の施設名	点 数	うち重 要物品	備 品 の 概 要
美術館 (県の管理, 指定 管理に係るもの)	1,647	299	美術品, 美術関連資料, ケース等の庁用器具 等
広島県立障害者リハビリ テーションセンター	2,489	87	医療機器, 障害者支援施設等の訓練機器等, トレーニング器具等の教養体育器具や施設居 住者のための電化製品等の生活用器具等
東部厚生環境事務所福山 支所・東部保健所福山支 所	434	10	食品衛生法等に基づく検査関係等の理化学機 器等
広島県産業科学技術研究 所	502	34	試験・研究に使用される高額な検査機器等の 理化学機器 (その多くは平成 10 年の開所時 期に整備)
県立広島高等技術専門校	422	6	職業訓練機器等
県立技術短期大学校	164	57	
西部畜産事務所・西部家 畜保健衛生所	272	7	家畜伝染病予防法に基づく悪性伝染病(口蹄 疫等)の検査関係の理化学機器等
東部農業技術指導所・東 部病害虫防除所	70	1	病害虫防除業務で使用する検査関係の理化学 機器等
西部建設事務所安芸太田 支所	170	15	庁用器具, 自動車等 (西部建設事務所安芸太田支 所は除雪車等の特殊自動車, 除雪機械等を, 東部 建設事務所は海面清掃用の清掃船を保有)
東部建設事務所	271	6	
県立広島病院	4,792	522	医療機器等
県立安芸津病院	878	67	
広島工業高等学校	1,598	44	教育機器 (文房機器, 教養体育器具, 実習や 研究等に使用する工事作業機器, 計測電気機 器, 理化学機器) 等
宮島工業高等学校	1,304	21	
広島商業高等学校	763	3	
西条農業高等学校	1,542	27	
庄原実業高等学校	1,235	29	
尾道特別支援学校	470	0	
黒瀬特別支援学校	542	0	

装備課	1,275	10	無線用の送受信機, 車両, 一般装備品等
合計	20,840	1,245	

(注) 備品等の点数は、広島県財務会計システムの備品・借受物品データ、病院事業局の固定資産のデータによる。また、重要物品点数は書面調査の結果による。

イ 現物の確認調査の実施

備品出納簿と現物との確認を行うため、各機関等における備品等のうちから、10点ないし20点程度、全体で362点を抽出して調査を実施した。特に、重要物品や取得年度の古い備品を中心に調査を行った。

調査の結果、17機関等、117点について、次のとおり、不適正な管理の実態や、改善等が必要な実態が見受けられた。

① 備品出納簿に記載してある備品の現物が確認できなかったものが5機関等で、31点あり、その状況は、次のとおりであった。

- ・廃棄処分後に備品登録の削除を行っていないもの（1機関1点）
- ・経緯が不明なもの（5機関等30点）

これらは取得年度の古いものであり、現時点で利用する必要性の少ないものが多かった。また、過年度において廃棄されており、廃棄時に廃棄の手続が行われていなかったものや、現在使用されていないもの、監査時に所在を把握できなかったものである。

② 現物に標識が付されていない備品が3機関等で10点あり、その状況は、次のとおりであった。

- ・所管課から指定管理者に対して標識を送付していないもの（1施設1点）
- ・経緯が不明なもの（3機関等9点）

使用中に剥がれたものと思われるが、その中には、屋外で使用されているものや消毒を繰り返す医療機器など、剥がれやすいものがあつた。

③ 備品出納簿上の点数と現物の点数が合わないものが2機関で10点あり、その状況は、次のとおりであった。

- ・備品出納簿上は3点と記載してあるが、現物は5点あつたもの（1機関）
- ・備品出納簿上は7点と記載してあるが、現物は10点あつたもの（1機関）

組織改編により他機関から所管換えのあつたものなどの備品登録の事務処理が誤っていたと思われる。

④ 現物は確認できたが使用されていないものが、13機関等で62点あり、その主な状況は、次のとおりであった。

- ・故障によるもの（4機関等12点）
- ・老朽化・性能陳腐化等によるもの（6機関等12点）
- ・更新備品の購入によるもの（4機関9点）
- ・現在は使用する事業や実習を行っていないもの（4機関等6点）

⑤ その他、次のような事例があつた。

- ・複数の機器を一式として登録されている備品について、管理簿等の作成、枝番

- 号を付した標識の貼付を行っていなかったもの（2機関2点）
- ・確認した備品とは異なる備品の標識が付してあったもの（1施設1点）
- ・県の管理に係る備品であり、指定管理に係る備品ではないにもかかわらず、指定管理に係る備品となっていたもの（1施設1点）

なお、参考となる事例として、次のようなものがあった。

- ① 複数の機器の一式管理であり、標識を付することができない備品のため、写真付きの管理簿等を作成していたもの（1機関）
- ② 備品の配置図を作成していたもの（1機関）
- ③ 保管場所を特定するため、細かく保管場所を記載した補助簿等を作成していたもの（3機関等）

[表 15] 備品の管理状況

確認結果	点数
① 備品出納簿に記載してある備品の現物が確認できなかったもの	31点（5機関等） （うち重要物品4点）
② 現物に標識が付されていなかったもの	10点（3機関等） （うち重要物品1点）
③ 備品出納簿上の点数と現物の点数が合わないもの	10点（2機関）
④ 現物は確認できたが使用されていなかったもの	62点（13機関等） （うち重要物品26点）
⑤ その他の事例（異なる備品の標識が付してあったの、複数の機器の一式管理について適正な管理が行われていなかったもの等）	4点（3機関等） （うち重要物品1点）
合計	117点（17機関等）

ウ 備品出納簿と現物の確認の実施状況

(ア) 県の機関における備品等の確認の実施状況

県の機関においては、平成22年度に備品をすべて確認している機関が7機関あった。また、前回確認時以降に増減のあったものを確認しているという機関が5機関、重要物品を確認しているという機関が2機関あった。

なお、県立学校からは、毎年度、備品を確認することは、備品点数が多いため、難しいとの意見も聞かれた。

また、備品確認の方法については、物品事務担当者から保管場所ごとの担当者（責任者）に保管場所ごとの備品のリストを渡して備品の有無を確認してもらうという方法が大半の機関で行われていた。

故障等で使用ができないものがあった時に物品事務担当者に連絡があるものの、物品事務担当者がすべての備品の使用状況を把握している機関はなかった。

また、建設事務所においては、物品事務担当者がすべて備品の管理を行っており、保管場所ごとの担当者（責任者）の認識不足のために、廃棄手続を行わず、現物は廃棄されたと思われる事例があった。

[表 16]備品出納簿と現物の確認の実施状況

確認状況	機関名
備品出納簿と現物すべてを確認している（7機関）	西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所，西部建設事務所安芸太田支所，広島工業高等学校，宮島工業高等学校，広島商業高等学校，西条農業高等学校，装備課
前回確認時以降に増減のあった備品・借受物品について確認している（5機関）	東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所，県立広島高等技術専門校，県立技術短期大学校，東部農業技術指導所・東部病虫害防除所，尾道特別支援学校
重要物品を確認している（2機関）	東部建設事務所，県立安芸津病院
備品出納簿と現物の確認をしていない（3機関）	美術館，庄原実業高等学校，黒瀬特別支援学校
一部の備品について確認している（1機関）	県立広島病院

（注）美術館については，県が直接管理をしている備品の状況である。

なお，県立広島病院については，「一部の備品について確認している」としている。これは，医療機器の機能としての管理（性能，保守点検等の管理）と固定資産としての財産の管理（減価償却等の財務面での管理）をリンクさせた管理など，管理体制の見直しを行うよう，平成 21 年度から，すべての固定資産について実地照合及び固定資産台帳の再整備を行っているところであるが，固定資産の数が非常に多く，実地調査時（平成 23 年 12 月現在）では実地照合が完了していなかったためである。

（イ）公の施設における備品等の確認の実施状況

広島県産業科学技術研究所においては，平成 22 年度に県有備品の一覧表とすべての県有備品について確認を行っており，所管課の産業政策課でも，毎年度，現物確認等の物品検査を行っている。

美術館においては，県民ギャラリーに係る県有備品（指定管理に係る備品）についてのみ点検は行っているものの，県有備品の一覧表と県有備品についての確認は行っていない。美術館は，県の機関と指定管理者が連携し施設の運営・管理を行っており，株式会社イズミテクノが指定管理者に指定されてから，県有備品の変更はないため，美術館（県の機関）は現物確認等の物品検査を行っていない。

広島県立障害者リハビリテーションセンターにおいては，医療機器等としての管理は行っているものの，県有備品の一覧表と県有備品についての確認は行っておらず，所管課の障害者支援課も現物確認等の物品検査は行っていない。

なお，取得金額 300 万円未満の県有備品の購入及び処分については，当該施設の指定管理者である社会福祉法人広島県福祉事業団との間で県有備品購入等業務委託契約を締結しており，購入や処分した備品については，翌年度まとめて障害者支援

課において備品登録事務を行うこととなっているが、平成 22 年度に購入した県備品についての備品登録事務が行われていなかった。

[表 17] 備品出納簿と現物の確認の実施状況

公の施設	県有備品の一覧表と県有備品の確認の状況	所管課における備品の物品検査の状況	所管課への使用状況等の報告
美術館	確認していない	行っていない	報告すべき事例がなかった
広島県立障害者リハビリテーションセンター	確認していない	行っていない	書面による報告書を行っている
広島県産業科学技術研究所	すべての備品について確認している	行っている	書面による報告書を行っている

(4) 備品の処分状況

備品の処分については、廃棄が 364 点と最も多くなっている。[表 18-1]

なお、売払いについては、売払いの利益よりも運搬費用などの経費の方が高くなるという意見が多くあった。

処分の理由は、①故障等で使用できないためが 273 点、②機種が古く陳腐化しているためが 73 点となっており、処分の理由の約 9 割を占めていた。

なお、③固定資産との照合の結果、現物が確認できず処分手続を行ったためというのは、すべて県立広島病院である。この経緯は不明であるが、既に処分されているものが固定資産台帳に反映されていなかったためと考えられる。[表 18-2]

また、処分のほか、物品リユースの活用を図った機関はなく、物品リユースの活用によらない所管換えが 2 機関で 3 点行われていた。

物品リユースの活用を図った機関はなかったものの、現物の確認調査においては、同じ備品（分析装置：土壌測定器）について、庄原実業高等学校では、使用したいが故障中のため使用できない状況にある一方で、東部農業技術指導所・東部病害虫防除所では、同様の備品があるため使用日数が少なくなっているなど、任命権者を越えた機関での活用が見込まれる事例も見受けられた。

[表 18-1] 備品の処分状況

(平成 22 年度末現在)

機関数	廃棄		売払い		譲渡		交換		合計	
	点数	取得金額 (千円)	点数	取得金額 (千円)	点数	取得金額 (千円)	点数	取得金額 (千円)	点数	取得金額 (千円)
県の機関 15 公の機関 2	364	514,946	15	5,263	1	4,064	1	12,422	381	536,694

[表 18-2] 備品の処分理由

(平成 22 年度末現在)

処 分 の 理 由	点数	取得金額 合計(千円)
①故障等で使用できないため	273	83,591
②機種が古く陳腐化しているため	73	189,501
③固定資産との照合の結果、現物が確認できず処分手続を行ったため	24	236,564
④機器更新により処分したため	7	18,354
⑤使用目的の業務・事業等が終了したため	2	7,864
⑥メーカーリコール・使用基準変更等に伴う使用不能のため	1	620
⑦牛・豚等廃用等のため	1	200
合 計	381	536,694

第3 指摘事項及び監査委員意見

【指摘事項】

備品の適正な管理について

監査の結果、備品の管理について、次のとおり適正な事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- (1) 次の機関等において、現物の確認ができなかったものがあった。

機 関 等	備 品
西部建設事務所安芸太田支所	ビデオ付テレビ，骨材試験機
東部建設事務所	屑入れ 19点，法規集等
県立広島病院	細菌同定感受性装置，HLA・DNA タンピングシステム，腹部超音波診断装置，電気泳動装置，実験台
県立安芸津病院	内視鏡インスタントカメラ，プリンター

根拠規定：広島県物品管理規則第15条

広島県病院事業財務規程第1条第2項（県立広島病院・県立安芸津病院）

機 関 等	備 品
公の施設：美術館 指定管理者：株式会社イズミテクノ	計算機 2点

根拠規定：広島県縮景園及び広島県立美術館の管理に関する基本協定書第16条第2項

- (2) 次の機関等において、標識（備品ラベル）が付されていないものがあった。

機 関 等	備 品
県立広島病院	自動浸透圧測定システム，人工呼吸器
庄原実業高等学校	コンプレッサー

根拠規定：広島県物品管理規則第44条

広島県病院事業財務規程第1条第2項（県立広島病院）

機 関 等	備 品
公の施設：広島県立障害者リハビリテーションセンター 指定管理者：社会福祉法人広島県福祉事業団	更衣戸棚2点，パーソナルコンピュータ，寝台，筋電計，冷蔵庫，運搬車

根拠規定：広島県立障害者リハビリテーションセンターの指定管理に係る包括協定書第13条第5項

- (3) 次の機関において、備品出納簿に記録管理すべき備品の登録が行われていないものがあった。また、指定管理者に管理を委任している備品のうち、備品出納簿に記録管理すべき管理委任の状況（使用状況，使用場所等）の登録が行われていないものがあった。

機 関	備品	備品出納簿の記録管理の状況
障害者支援課	手術器具ほか81点	備品の登録が行われていないもの
	筋電計ほか2点	管理委任の状況の登録が行われていないもの

根拠規定：広島県物品管理規則第41条

【意見】

1 一括調達促進について（教育委員会）

平成 22 年度において、県全体の備品・借受物品の調達の約 6 割を教育委員会が占めているが、この中で、県立学校のテレビや投影機等の教育機器等、同種の備品・借受物品について、各県立学校が個別に調達事務を行っていた。

教育委員会において、備品・借受物品の調達事務を集約化することにより、スケールメリットや事務軽減が図られるものがあると考えられることから、一括調達について検討を行う必要がある。

2 備品出納簿と現物確認の効果的な実施方法の検討について（会計管理部）

会計管理部において、毎年 6 月頃に適正な備品管理を行うよう、通知しているところであるが、備品出納簿に記載してある備品の現物が確認できなかったものや、現物に標識（備品ラベル）が付されていなかったもの、備品出納簿上の点数と現物の点数が合わないもの、故障や陳腐化により使用できないにもかかわらず、長年保管されているものなど、備品の管理が適正に行われていないものがあった。

これらの原因については、物品担当職員と実際に物品を使用する職員が連携していれば防げたと考えられる事例も多くあった。

このため、各機関における備品出納簿と現物の実地照合に当たっては、現物の確認のみならず使用状況を含めての確認を毎年確実に実施するとともに、物品担当職員と実際に物品を使用する職員が連携して備品を管理する体制を確保するよう指導する必要がある。

3 標識に代わる備品の有効な管理方法の検討及び周知について（会計管理部）

備品に標識を付していない事例の中には、標識は付したものの屋外で使用されているものや、消毒を繰り返す医療機器など剥がれやすいものがあり、標識による管理が有効に行われていない事例があった。

一方で、新型インフルエンザ用のテント一式については、標識を付し難いため、標識の代わりに写真付きの管理簿を作成している事例があった。

広島県物品管理規則第 44 条では、備品の標示について、「物品管理職員は、備品に標識を付し、その属すべき分類を明らかにしておかなければならない。ただし、その品質又は形体等により標識を付し難いと認める物品については、この限りではない。」と規定している。

今回の監査では、大半の機関について、標識による管理が必要と考えており、標識以外による管理方法についての認識は持っていなかった。

標識以外の方法で管理することが適当な物品については、例えば、一式管理によって写真付きの管理簿による管理方法など、関係部局と会計管理部とが連携して、有効に管理が行われる方法を検討し、備品を管理する機関に対して、周知及び指導をする必要がある。

4 使用されていない備品の活用促進について（会計管理部、環境県民局、健康福祉局、商工労働局、農林水産局、土木局、病院事業局、教育委員会）

故障や陳腐化等の理由により、今後の使用予定がないまま保管し続けている備品が多く

見受けられたところである。

各部局においては、各機関等における備品の使用状況を確認するとともに、使用されていない備品の利活用方策（リユース等による所管換え、売払い、廃棄処分等）について検討する必要がある。

また、売払いについては、インターネットオークションの活用も検討する必要がある。

5 県全体で備品の情報を共有できる仕組みの拡充について（会計管理部）

現在、知事部局（企業局・病院事業局）のポータルサイトの全庁掲示板において、物品リユースの掲示等が行われ、備品の有効活用的手段として活用されており、教育委員会や警察本部においても、それぞれのネットワークシステムにより、物品リユース等に取り組んでいる。

物品リユースの活用状況を見ると、平成 22 年度で活用を図った機関数は 14 機関で、書面調査における回答機関数全体の約 4 %となっており、活用を図った点数も 76 点で、県全体の処分等の点数の約 3 %にとどまっている。一方、任命権者を超えた機関での物品リユースが可能な事例なども見受けられた。

県全体での備品の活用については、例えば、平成 23 年度から導入された広島県財務会計システムにおいては、遊休物品登録といった機能があるものの、これに係る本格稼働は行われていない。

各任命権者のシステムの掲示板への同時通知や遊休物品登録の本格稼働など、県全体での備品の情報を共有できる仕組みを拡充する必要がある。

【付記】

新たな公会計制度に向けての備品等のあり方の検討について（会計管理部、総務局）

現行の制度においては、備品は、取得時の金額のまま管理されており、経年劣化や安価で高性能な後続機器の開発による性能陳腐化など、経過年数が長くなるほど資産としての価値が取得金額と大きく乖離しているものが相当数あるものと考えられる。

備品の管理に当たっては、取得金額だけでなく、資産としての価値を踏まえて、その備品が必要かどうかという判断が必要である。

新たな公会計制度への取組について、「地方公共団体財務諸表作成にかかる総務省方式改訂モデル」から「地方公共団体財務諸表作成にかかる基準モデル」への移行に伴い、備品等についても固定資産台帳を作成していく必要がある。このため、備品等の確実な実地照合や必要な処分などを進め、固定資産台帳の精度を段階的に高めていくことを検討していただきたい。

また、備品として管理する範囲は、現在、取得金額 5 万円以上となっており、その保有点数も 129,537 点と非常に多く、その種類も多岐にわたっているところである。

備品の取扱いについては、企業会計等では有形固定資産のうち耐用年数 1 年以上かつ取得価格 10 万円以上のものとなっている。また、国の新地方公会計制度実務研究会報告書では、残存価額 50 万円となった物品については、資産台帳から除去し別途の管理に委ねることができることと示されているところである。新たな公会計制度への対応を踏まえ、備品のあり方や管理基準等について、検討していただきたい。

第4 参考

1 新地方公会計制度について

(1) 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）の推進

各地方公共団体においては、「新地方公会計制度研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル（以下「基準モデル」という。）」又は「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル（以下「総務省方式改訂モデル」という。）」を活用して、公会計の整備の推進に取り組むこととされている。（平成18年8月31日総務事務次官通知（抜粋））

(2) 地方公会計改革の意義

ア 財務書類整備の目的

①説明責任の履行

財務情報のわかりやすい開示

②財政の効率化・適正化

資産・債務管理、費用管理、政策評価・予算編成・決算分析との関係付け
地方議会での予算・決算審議での利用 等

イ 財務書類整備の効果（現金主義による会計の補完）

①発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト（減価償却費、各種引当金）の明示
人にかかるコストなどコスト意識の醸成

②資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握

資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示

③連結ベースでの財務状況の把握

普通地方公共団体を中心とする行政サービス提供主体の財務状況を一体的に把握

ウ 財務書類の活用の視点

①分析とわかりやすい公表

- ・財務書類の活用は、財務書類の分析が出発点
- ・住民のニーズを踏まえた分析を行い、住民にとって有益な情報を明確に示していくことが重要
- ・公表に際しては、必要な説明や分析を加えてわかりやすく公表

②内部管理（マネジメント）への活用

- ・財務書類の分析から得られる情報を行財政改革のツールとして活用
- ・財政運営上の政策判成（意思決定）を行ううえでの基礎情報を提供。このような情報を住民に対して開示することにより、政策判成（意思決定）に関する説明責任を果たす。

(3) 国が示す作成基準

①**基準モデル**：民間企業会計の考え方と会計実務を基に、資産、税収や移転収支など地方公共団体地方公共団体の特殊性を加味し、資産負債管理や予算編成への活用等、公会計に期待される機能を果たすことを目的としている。財務書類の作成に当たっては、開始貸借対照表を固定資産台帳等に基づき作成し、現金取引情報にとどまらず、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成することを前提。固定資産台帳の整備や、個々の取引情報を発生主義により複式記帳することが必要となる。

②**総務省方式改訂モデル**：各団体のこれまでの取組や作成事務の負担を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することも認めている。なお、固定資産の範囲は、当初は建設事業の範囲であり、段階的に拡張し、立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含めることを想定している。

※ 総務省方式改訂モデルは基準モデルに移行するまでの暫定的な措置。いずれは基準モデルに移行することが必要。

(4) 本県の地方公会計への取組状況

平成 20 年度決算から平成 22 年度決算までは、単式簿記で決算統計を活用した総務省方式改訂モデルによっていたが、平成 23 年度決算からは、基準モデルに対応した新公会計システムに移行することとしており、財務システムの改編を契機に基準モデルに対応した公会計システムを構築中。

(5) 新公会計制度実務研究会報告書における物品の取扱い

物品の取扱いについては、新地方公会計制度実務研究会報告書（以下「報告書」という。）の第 2 部（基準モデルに基づく財務書類作成要領）の第 4 章（固定資産にかかる実務）において示されているところであり、「減価償却により残存価額が 50 万円未満となった物品については、資産台帳から除去し別途の管理に委ねることができる。」となっている。

次のとおり、報告書の 143 段落から 149 段落のうち関係のあるものを抜粋した。

143. 減価償却計算の方法は、以下によるものとする。

- (1) 減価償却は、開始時簿価及びそれ以降の簿価ともに、定額法（平成19年度税制改正における平成19年度 4 月 1 日以後取得償却資産の償却限度額計算方法に従う）により算定する。
- (2) 減価償却の開始は取得年度の翌年度からとする。
- (3) 端数処理については、1 円未満を切捨てる。
- (4) 耐用年数を経過したもの（物品以外）は、備忘価額として 1 円を計上する。

(5) 残存価額50万円未満となった物品については、資産台帳から除却し別途の管理に委ねることができる。

(6) 土地、立木竹、美術・骨董品・歴史的建造物、建設仮勘定は減価償却を行わない。

144. 償却資産の減価償却計算の履歴は、耐用年数にわたり保存しておかなければならない。

4. 2. 5 固定資産取得の財源内訳

145. 固定資産台帳において、当該固定資産の取得財源は、《別表A3 財源区分表》に定める財源区分に従い、それぞれの金額（または割合）を記録する。

4. 2. 6 資産価額の再評価

146. 償却資産は、毎年減価償却を行うこととし、原則として別途の再評価はしない。但し、著しい破損や陳腐化した場合は、再評価を行う。

147. (略)

4. 3 開始時の実務

4. 3. 1 共通事項

148. 開始時の固定資産台帳作成においては、記帳の根拠とした原簿名や資料名を記載する（例えば、〇〇台帳、決算書の〇頁の△△、当該部署の〇〇資料の××を利用等）。

149. 開始時において、以下の条件に該当するものは、資産として登録しない。

①既に耐用年数が過ぎ、償却済のもの（物品以外）

②残存価額50万円未満の物品や小規模資産等重要性が低いもの

(略)

2 実地調査における備品出納簿と現物の機関ごとの状況

部局等	県の機関・公の施設名		備品の確認状況	
環境県民局	美術館	(県の管理に係るもの)	使用されていない なかったもの	パソコン用ソフト2点(重)
		(指定管理に係るもの)	確認できなかったもの	計算機2点
			使用されていない なかったもの	パーソナルコンピュータ
			その他	アプリケーションソフト(異なる備品の 標識が付してあったもの) 送排風装置(指定管理に係る備品では ないにもかかわらず、指定管理に係る 備品となっていたもの)
健康福祉局	広島県立障害者リハビリテーションセンター	標識が付されていない なかったもの	更衣戸棚2点, 寝台, パーソナルコンピュータ, 冷蔵庫, 運搬車, 筋電計(重)	
		使用されていない なかったもの	光度計(重), 分析装置(電気泳動装置)(重)	
	東部厚生環境事務所 福山支所・東部保健所 福山支所	その他	光度計(重)(複数の機器を一式で登録されている備品で管理簿の作成, 枝番号を付した標識の貼付を行っていないもの)(重)	
商工労働局	広島県産業科学技術研究所	使用されていない なかったもの	分光計, 顕微鏡標本加湿器, 電気炉, クロマトグラフ装置, 電源装置, パソコン用ソフト3点(すべて重要物品)	
	県立広島高等技術専門学校	使用されていない なかったもの	オシロスコープ, シンクロスコープ	
農林水産局	西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所	使用されていない なかったもの	テレビ, ポケットコンパス, レベル, 写真機	
	東部農業技術指導所・東部病害虫防除所	備品出納簿上の点数と現物の点数が合わないもの	葉緑素計(備品出納簿上は3点と記載してあるが, 現物は5点あったもの)	
土木局	西部建設事務所安芸太田支所	確認できなかったもの	ビデオ付テレビ, 骨材試験機	
		使用されていないもの	計算機, カメラ3台, トランシット	
	東部建設事務所	確認できなかったもの	屑入19点, 法規集等	
病院事業局	県立広島病院	確認できなかったもの	細菌同定感受性装置(重), HLA・DNA タンピングシステム(重), 腹部超音波診断装置(重), 電気泳動装置(重), 実験台	
		標識が付されていない なかったもの	自動浸透圧測定システム, 人工呼吸器	
	県立安芸津病院	確認できなかったもの	内視鏡インスタントカメラ, プリンター	
		使用されていない なかったもの	ネオナータルモニタ, セントラルステーションシステム B(重), サーボベンチレータ(重)	

教育委員会	宮島工業高等学校	使用されていない なかったもの	旋盤，電気泳動装置，蒸留装置，分析装置，酸素反応測定機，自動制御装置（すべて重要物品）
	西条農業高等学校	備品出納簿上の点数と現物の点数が合わないもの	トランシット7点(備品出納簿上は7点と記載してあるが，現物は10点あったもの)
		使用されていない なかったもの	燻製製造機，フードカッター，培養機(重)，トランシット(上欄のトランシットとは別機種の重要物品)
		その他	培養機(重)(複数の機器を一式で登録されている備品で管理簿の作成，枝番号を付した標識の貼付を行っていないもの)(使用されていない備品欄と同一備品)
	庄原実業高等学校	標識が付されていない なかったもの	コンプレッサー
		使用されていない なかったもの	電送装置(重)，土壤測定器(重)，排水処理装置(重)，ブドウ糖製造装置(重)，恒温槽
	尾道特別支援学校	使用されていない なかったもの	パーソナルコンピュータ(モニタ)4点，カメラボデー(書画カメラ)3点，投影機2点，キーボード4点，掃除機2点，掃除道具入箱2点
黒瀬特別支援学校	使用されていない なかったもの	パーソナルコンピュータ，投影機(書画カメラ)，投影機(プロジェクター)	

(備品の後に「(重)」のあるものは重要物品である。)

3 備品出納簿の記録管理の状況

機関名：障害者支援課

(1) 備品出納簿に記録管理すべき備品の登録が行われていないもの

備品	点数	取得年月日	使用場所(公の施設)
手術器具	2	平成22年12月3日	広島県立障害者リハビリテーションセンター
	1	平成22年12月15日	
	2	平成23年1月28日	
	1	平成23年1月31日	
点滴静脈注射セット	4	平成22年12月20日	
機能訓練用器具	1	平成22年12月21日	
	3	平成22年12月24日	
冷蔵庫	1	平成22年12月21日	
	2	平成22年12月24日	
歯科機械	3	平成23年2月10日	
ベッドモニタ	2	平成23年2月9日	
殺菌装置	1	平成23年2月18日	
その他の衛生医療機器	1	平成22年12月13日	
	1	平成22年12月14日	
	1	平成22年12月17日	
	4	平成22年12月20日	
	1	平成22年12月24日	
	2	平成22年12月27日	

	1	平成 23 年 3 月 7 日		
	2	平成 23 年 3 月 30 日		
更衣戸棚	5	平成 23 年 3 月 28 日		
全自動洗濯機	5	平成 22 年 12 月 17 日		
フードカッター	1	平成 23 年 1 月 5 日		
寝台	7	平成 23 年 3 月 23 日		
コンプレッサー	1	平成 22 年 12 月 22 日		
監視装置	1	平成 22 年 11 月 8 日		
増幅器	1	平成 22 年 12 月 24 日		
自転車運動訓練機	1	平成 23 年 1 月 19 日		
その他の運動器具	1	平成 22 年 12 月 21 日		
運搬車	1	平成 22 年 12 月 17 日		
	2	平成 22 年 12 月 21 日		
	2	平成 22 年 12 月 24 日		
貨物自動車	1	平成 23 年 2 月 28 日		
普通乗用自動車	1	平成 23 年 2 月 28 日		
分包器	1	平成 23 年 2 月 24 日		広島県立障害者療育支援センター
その他の衛生医療機器	1	平成 23 年 2 月 24 日		
寝台	8	平成 23 年 3 月 25 日		
軽四輪貨物自動車	1	平成 23 年 3 月 30 日		
普通乗用自動車	1	平成 23 年 3 月 29 日		
分包機	1	平成 23 年 2 月 1 日	広島県立福山若草園	
ベッドモニタ	1	平成 23 年 1 月 19 日		
送信機	1	平成 23 年 1 月 19 日		
送信機	1	平成 23 年 1 月 19 日		
合 計	82			

- (2) 指定管理者に管理を委任している備品のうち、備品出納簿に記録管理すべき管理委任の状況（使用状況、使用場所等）の登録が行われていないもの

備 品	点数	取得年月日	使用場所（公の施設）
筋電計	1	平成 23 年 2 月 25 日	広島県立障害者リハビリテーションセンター
麻酔器	1	平成 23 年 3 月 25 日	
特殊自動車	1	平成 23 年 3 月 31 日	
合計	3		

※ (1), (2)はすべて、公の施設の指定管理に伴い、管理を委任している備品である。